

4月13日(日)は

鳥取県知事選挙および 鳥取県議会議員選挙です

投票時間は、午前七時から午後八時まで。小さなお子さんや付添いの人と一緒に投票所に入ることもできます。
投票日には、棄権しないで投票しましょう。

投票できる人

県知事選挙
昭和五十八年四月十四日以前に生まれ、平成十四年十二月二十六日以前に転入届を提出している人(選挙人名簿登録者)で、引き続き市内に住んでいる人です。

県議会議員選挙

昭和五十八年四月十四日以前に生まれ、平成十五年一月三日以前に転入届を提出している人(選挙人名簿登録者)で、引き続き市内に住んでいる人です。
投票日までに県外に転出される人は、投票できません。

投票所入場券

入場券は、世帯主あてに郵送します。一枚のはがきに同一世帯員につき三人分の入場券を印刷しています。それぞれ自分の名前が記入されている入場券を切り取って投票所へ持参してください。

郵便投票

郵便投票証明書の交付を受けている人は、四月九日(水)までに不在者投票の請求をしてください。自宅で不在者投票をすることができます。

なお、入場券を当日持参されなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できます。投票所では入場券を再発行しますので、投票所で申し出てください。

郵便投票証明書の要件
身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人が、選挙管理委員会へ申請することにより交付されます。対象となる障害は次のとおりです。

両下肢、体幹(1・2級)
心臓、腎臓、呼吸器 ぼうこう、直腸、小腸(1・3級)

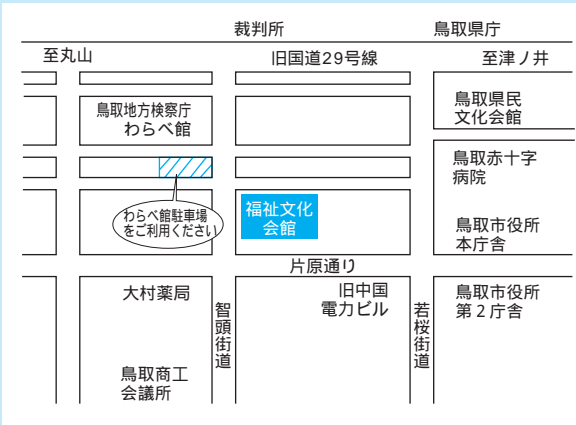
投票所の変更

第十六投票区の投票所は、南中学校体育館の建替え工事が完了しましたので、「さわやか会館」から元の「南中学校」にもどります。

問い合わせ先 鳥取市選挙管理委員会 (20 33386)

不在者投票所は 福祉文化会館です

不在者投票所が、市役所第2庁舎から福祉文化会館に変わります。



不在者投票

仕事やレジャー、買物などの理由で投票日に指定された投票所のある区域外に出かけるときは、不在者投票ができます。印鑑は不要です。

不在者投票のできる期間

県知事選挙

3月27日(木)～4月12日(土)

県議会議員選挙

4月4日(金)～4月12日(土)

時間 午前8時30分～午後8時(土・日曜日と同じ)

場所 福祉文化会館(西町二丁目)

県議会議員の不在者投票は、3月27日(木)～4月3日(木)はできません。ご注意ください。

また、不在者投票所の指定を受けている病院・施設などに入院、入所している人は、その施設で不在者投票することができます。

不在者投票のできる期間および投票日当日に、市外に滞在しているため投票所へ行くことができない人は不在者投票の期間中、滞在地の選挙管理委員会(選挙管理委員会の業務時間内)で不在者投票することができます。

